

## 資料目次

資料 番号	内 容
1	死者に関する個人情報の取扱い（審議会建議・答申等）
2-1	答申231号（「旧同和对策事業対象地域の実態把握」について）
2-2	同和問題の解決に向けた実態把握について
2-3	不動産取引における土地調査問題研究会報告書（抜粋）
3-1	オンライン結合による提供について
3-2	オンライン結合による提供に係る答申（過去5年分）
4-1	情報公開・個人情報保護審査会答申例 （行政機関個人情報保護法第14条第2号本文後段関係）
4-2	兵庫県条例（個人情報保護・情報公開）

■ 死者に関する個人情報の取扱い(審議会建議・答申等)

資料1

通番	番号	建議 答申日	事案名	内容
1	建議 1	H9.10.27	診療報酬明細書の情報提供における死者情報の個人情報の取扱いについて	目的外提供
2	建議 2	H11.3.9	死没旧軍人軍属の兵籍簿等の情報提供における個人情報の取扱いについて	目的内提供
3	答申 15	H11.3.23	個人情報の取扱いに関する意見について (死没旧軍人軍属の個人情報の遺族等への提供事務)	目的外利用・提供
4	答申 33	H14.9.3	個人情報の取扱いに関する意見について (大阪空襲死没者名簿編さん事業)	本人外収集
5	答申 151	H19.8.29	個人情報の取扱いに関する意見について (カルテ等診療情報)	目的外提供
6	答申 194	H20.8.4	個人情報の取扱いに関する意見について (カルテ等診療情報)	目的外提供 ※類型答申 ⇒ 死亡患者に係る提供情報は毎年報告あり
7	答申 225	H23.1.31	個人情報の取扱いに関する意見について (特定疾患医療費助成事業に係る特定疾患医療受給者証交付申請関係書類)	目的外提供
8	答申 235	H23.12.20	個人情報の取扱いに関する意見について (レジオネラ症の対応に係る府の調査票及びレジオネラ検査結果)	目的外提供
9	答申 238	H24.4.25	個人情報の取扱いに関する意見について (社会保険施設におけるノロウイルス集団感染に係る健康状況調査)	目的外提供
10	報告	H27.12.1	死亡患者に係る診療情報の提供状況について	目的外提供 ※答申第194号に係る報告

大 個 審 第 2 5 号

( 答 申 第 2 3 1 号 )

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

大阪府知事職務代理者  
大阪府副知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日付け人権第 1 6 0 9 号で諮問のありました「旧同和对策事業対象地域の  
実態把握」(以下「実態把握」という。)については、審議の結果、大阪府個人情報保護条例第 7 条  
第 3 項第 7 号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項及び同条第 5 項第 2 号に規  
定するセンシティブ情報の収集禁止の原則に対する例外事項並びに同条例第 8 条第 1 項第 9 号に  
規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止の原則に対する例外事項については、下記事項 1 に  
留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集及び利用に関して例外事  
項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

なお、本件の実態把握のうち、市町において実施される部分は、府の依頼に基づくことから、依  
頼に際し、下記事項 2 に留意し万全の措置を講じられるよう、市町に働きかけられたい。

記

1 知事が実施する実態把握について

- (1) 旧同和对策事業対象地域の所在地名(以下「所在地名」という。)及び実態把握のために利  
用する個人情報の管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)を定め、個人情報の漏  
えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (2) 所在地名及び実態把握のために利用する個人情報に関与する職員は、地方公務員法により守  
秘義務を課せられている職員のうち、所管の所属長があらかじめ定めた者に限定し、必要最小  
限の人数とすること。
- (3) 所在地名と実態把握のために利用する個人情報とを突合する作業は、個人情報管理責任者が  
あらかじめ定めた室内で行うこととし、当該作業に従事する職員以外の者が立ち入らないよう  
にするとともに、所在地名及び実態把握のために利用する個人情報に記載された文書等が、当  
該作業中において、当該室から持ち出されることのないよう、万全の措置を講じること。
- (4) 実態把握の過程において、旧同和对策事業対象地域内に居住する個人の個人情報が記載され  
た文書等が作成された場合は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に廃棄すること。
- (5) 実態把握の実施のために利用する個人情報は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に当該個  
人情報を所管する部局に返却すること。

## 2 市町への実態把握依頼について

### (1) 市町の個人情報保護条例の適正な運用の確保

実態把握の実施に当たっては、個人情報の適正管理等各市町の個人情報の保護に関する条例の適正な運用を確保すること。

特に、各市町の個人情報保護に関する条例において、本人外収集及びいわゆるセンシティブ情報の収集等に関して、個人情報保護審議会等第三者機関の意見を聴くなど、実態把握の実施に関して条例上必要な手続が定められている場合は、条例に基づき適正な手続を行うこと。

### (2) その他個人情報保護の徹底

実態把握の実施に当たっては、大阪府個人情報保護条例の規定の趣旨を勘案し、次の点に留意して、利用する個人情報の取扱いに万全の保護方策を講ずることを徹底させること。

- ① 所在地名及び実態把握のために利用する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- ② 所在地名及び実態把握のために利用する個人情報に関与する職員は、地方公務員法により守秘義務を課せられている職員のうち、所管の所属長があらかじめ定めた者に限定し、必要最小限の人数とすること。
- ③ 所在地名と実態把握のために利用する個人情報とを突合する作業は、可能な限り、個人情報管理責任者があらかじめ定めた室内で行うこととし、当該作業に従事する職員以外の者が立ち入らないようにするとともに、所在地名及び実態把握のために利用する個人情報が記載された文書等が、当該作業中において、当該室から持ち出されることのないよう、万全の措置を講ずること。
- ④ 実態把握の過程において、旧同和対策事業対象地域内に居住する個人の個人情報が記載された文書等が作成された場合は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に廃棄すること。
- ⑤ 実態把握の実施のため、所在地名又は実態把握のために利用する個人情報は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に当該個人情報を所管する部局に返却すること。

平成 23 年 1 月 20 日 大阪府同和問題解決推進審議会資料  
(人権局HPより)

## 同和問題の解決に向けた実態把握について

### 1 目的

平成 13 年大阪府同和対策審議会答申で示されている残された課題がどのように推移しているかを把握し、適切かつ効果的な取組みを進めていくため、府が市町村とともに実施。

平成 13 (2001) 年 9 月 大阪府同和対策審議会 (同対審) 答申〔抜粋〕  
「進学率、中退問題などの教育の課題、失業率の高さ、不安定就労などの労働の課題等が残されているとともに、府民の差別意識の解消が十分に進んでおらず、部落差別事象も跡を絶たない状況であるなど、同和問題が解決されたとはいえない状況にある。」

### 2 経過 (地对財特法失効後の取組み)

- ・平成 17 年 11 月 「行政データを活用した実態把握」を実施。(対象 19 市 4 町)
- ・平成 19 年 3 月 「相談事業を通じた実態把握」を実施。(対象 全市町村)
- ・平成 21 年 12 月開催の大阪府同和問題解決推進審議会 (同推審) で上記 2 つの実態把握について調査結果を報告。報告をまとめた冊子を全市町村へ送付。

### 3 次の実態把握について

次の調査手法等案をもとに、「実態把握検討プロジェクト」での検討、市町村との協議、同推審での審議等を踏まえ、次の実態把握の方針を決定する。

※「実態把握検討プロジェクト」について (別紙参照)

#### (1) 調査手法等案

##### ① 実態把握の手法

- ・「行政データを活用した実態把握」と「国勢調査を活用した実態把握」を実施する。
- ・「相談事業を通じた実態把握」は、状況の変化等を考慮し、そのあり方を検討する。

② 行政データを活用した実態把握

【把握項目】

前回（平成17年）実施の項目を基本に設定する。

【実施時期】

平成23年10月目途（年度で集計するものは平成22年度分）

③ 国勢調査を活用した実態把握

【把握項目】

前回の実態把握では、十分に把握できなかった「労働の課題」に関する事項を中心に設定する。

【実施時期】

平成24年度に集計（データは22年10月の国勢調査による）

※国勢調査の「産業等基本集計」の公表が予定されている24年4月以降を想定。

④ 相談事業を通じた実態把握

前回の実態把握以降、総合相談事業として交付金化されたこと、課題の推移を定量的に把握する方法としての適否等を考慮し、実態把握のあり方を検討する。

(3) 個人情報の保護

実態把握は、府及び調査対象地域が存する市町において、それぞれの個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、実施する。

(注) 調査対象地域：平成12年度に実施した同和問題の解決に向けた実態等調査の対象地域（平成13年度まで特別措置としての同和対策事業を実施してきた地域）

(参考)

前回(平成17年)「行政データを活用した実態把握」で実施した項目

〔市町で集計した項目〕

- ・年齢階層別人口構造(男女別)
- ・世帯数
- ・母子世帯・父子世帯・高齢者世帯・高齢単身者(男女別)世帯の数
- ・生活保護受給世帯数
- ・生活保護世帯類型別受給世帯数(高齢者・障がい者・母子の世帯)
- ・生活保護受給期間別受給世帯数
- ・住民税所得割課税人口、均等割課税人口、非課税人口
- ・要介護認定者数(男女別)
- ・障がい者手帳所持者数(障がい種別(身体・知的・精神障がい)、等級別)
- ・老人医療受給者数
- ・福祉医療受給者数(障がい者福祉医療及び母子家庭福祉医療)
- ・ホームヘルパー派遣世帯数
- ・ガイドヘルパー派遣世帯数
- ・認可保育所入所児童数(男女別)
- ・乳幼児健診未受診者数(男女別)
- ・市町立中学校卒業生及び高等学校進学者数(男女別)
- ・市町立小中学校の児童生徒数及び長欠児童生徒数(男女別)
- ・市町立小中学校の児童生徒数及び就学援助の利用者数(男女別)

〔府で集計した項目〕

- ・府立職業技術専門校修了者の進路状況(修了者数、就職者数)(男女別)
- ・府立高等学校卒業生の進路状況(卒業生数、大学・短期大学進学者数)(男女別)
- ・府立高等学校卒業生の進路状況(就職希望者数・就職者数)(男女別)
- ・府立高等学校における中途退学の状況(生徒数、中途退学者数)(男女別)
- ・府立高等学校授業料減免制度の利用状況(生徒数、利用者数)

# 不動産取引における土地調査問題研究会

## 報 告 書

〈 抜 粋 〉

2010(平成22)年 3月

不動産取引における土地調査問題研究会



## I はじめに

「〇〇丁目が同和地区かどうか教えてほしい」、或いは「〇〇小学校の通学区の中に同和地区があるかどうか教えてほしい」といった役所への問い合わせが後を絶っていない。

平成12年に大阪府人権室が実施した「人権問題に関する府民意識調査報告書」によると、8割を超える府民が「被差別部落」、「同和地区」あるいは「部落」と呼ばれる差別を受けている地区があることを知っている。また、約4割の府民が家を購入する際やマンションを借りる際に「同和地区を避ける」と答えている。しかし、一方で、約7割の府民がこうした差別を近い将来なくすることができると考えている。

このような忌避意識や府民意識の現状を踏まえ、大阪府では、平成13年12月に、いわゆる同和地区内の土地に対する差別意識に関わる問題について、その社会的背景や問題点を抽出・整理し、差別意識の解消に向けた方策等について検討するため、大阪府及び市町村、業界団体、関係団体等からなる「同和地区における土地差別解消に向けた地域コミュニティの再編と効果的啓発のあり方研究会」を設置し、検討を行い、平成20年3月に「同和問題解決に向けた土地差別問題研究会報告書」を取りまとめたところである。

しかしながら、この報告書に基づき、行政、業界団体により土地差別解消に向けた取り組みが進められているなかで、平成19年において、リサーチ会社が部落差別につながる調査・報告を行っていることが発覚した。

また、その後の、大阪府等の実態解明に向けたアンケート・ヒアリング調査のなかで、こうした調査・報告は、決して一部の会社、社員が引き起こした問題ではなく、関連する業界において、長期間にわたって、様々な形で、幅広く行われてきたことが判明した。

こうした調査は、部落差別につながるものであり、また、土地が正当な理由なく低く評価されることによる不利益をもたらすとともに、良好なまちづくりにも支障となるものである。

このため、先にまとめた「同和問題解決に向けた土地差別問題研究会報告書」を踏まえた上で、こうした部落差別につながる土地差別調査の実態を解明し、今後こうした調査が行われないような方策を検討するため、学識経験者の協力を得て、行政、関係業界団体、関係団体による「不動産取引における土地調査問題研究会」を設置し、検討を行い、本報告書を取りまとめたものである。

## Ⅱ 差別につながる土地調査

### 1 差別につながる土地調査とは何か

不動産取引における土地調査（以下「土地調査」という。）とは、不動産会社がマンションの建設・販売を検討するために、候補地周辺のマンションの需給動向や価格帯、さらには地域特性（地域の評価、イメージ）などの情報を入手し、需要と採算性を見極めるために行う調査である。この調査は、不動産会社自らが行うこともあるが、多くの不動産会社は広告会社に調査依頼し、広告会社はさらにリサーチ会社に調査委託する流れである。

このような目的のもとで行われる「土地調査」は、なんら問題のあるものではないが、今般の事案では、リサーチ業界、広告業界、不動産業界（以下、「三業界」という。）において、差別につながる報告をしていたことを確認している。

報告書の中には、さまざまな地域特性などに関する記載がなされている。それが差別につながるのかどうかを判断するためには、その調査・報告がどのような意図のもとで、どのような情報として使われているのかなど、個別具体的に検討していく必要があり、一義的に決められるものではない。今後の分析が求められる。

しかしながら、いわゆる同和地区かどうかを調査し、報告すること（以下「土地差別調査」という）については、その行為を行うこと自体が部落差別につながることは明らかである。

本研究会においては、現時点におけるこのような観点から、「土地差別調査」の実態解明と、再発防止に向けた今後の方向性について検討した。

### 2 事案の経緯、大阪府のこれまでの取り組み

事案発覚から研究会開催までの経緯、大阪府の取り組みについては次のとおりである。

平成19年1月、大阪府人権室に府民から相談があり、マンション開発に伴う「土地調査」を行うリサーチ会社が、広告会社等のクライアントの依頼を受けて調査を行う中で、差別につながる調査・報告をしているとの情報が寄せられた。以後、数回にわたり、その府民からの情報収集に努め、当該事業者への調査方法等を検討した。

大阪府個人情報保護条例では、旧同和对策事業対象地域の所在地名については、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（センシティブ情報）であり、「事業者は個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する」と定めている。

大阪府人権室では、府民から提供された情報を検討した結果、当該事業者が個人情報（センシティブ情報）を不適正に取り扱っている疑いがあるものと判断し、平成20年4月以降、同条例に基づき事業者に対し調査を行った。

その結果、事業者は、「土地調査報告書の中に同和地区や、その隠語である『問題のある地域』、『敬遠されるエリア』など、直接・間接的表現を用いてクライアントに報告していた」ことや、「報告書のデータが社内で蓄積され社員が自由に使用でき、社外に持ち出すこともあった」などと答え、個人情報不適正に取り扱っていたことを認めた。

このような不適正な取扱いについて、是正指導を行うとともに、再発防止に向けた取り組みの検討を指導したところ、同年9月に事業者から改善報告書が提出された。

しかしながら、当該事業者のほかにも、このような調査・報告などが業界で広く行われている可能性があり、その真相究明と対応策を全庁的に検討していくため、平成21年4月、府民文化部長をトップとして関係部局で構成する「土地差別問題庁内対策会議」を設置した。

そして、対策会議において、この問題は当該リサーチ会社だけの問題ではなく、広告会社や不動産会社など多くの事業者が関係し、差別につながる調査、報告が広範に広まっているおそれがあるため、三業界内の実態把握に向けた調査の検討に着手した。

7月には、関係する業界団体を訪問し、事案の説明と調査への協力を依頼した。また、このような調査・報告が大阪府内だけでなく、他府県にも及んでいる実態を踏まえ、8月には、国（法務省、経済産業省、国土交通省）に対しても事案の説明を行い、実態把握と再発防止方策の検討を要望した。さらに、府内市町村における事例でもあることから、市長会・町村長会を通じ全市町村に対する情報提供を行った。

8月からは、大阪市と共同して、三業界団体の協力も得ながらアンケート調査を実施するとともに、より詳細な内容を聞くためにヒアリング調査を実施し、その集計・分析に努めた。

12月には、庁内関係機関をはじめ三業界、またオブザーバーとして国（近畿経済産業局、近畿地方整備局）などの参画も得ながら、「不動産取引における土地調査問題研究会」を設置した。以降、3回にわたって研究会を開催し、問題の所在と今後の取組みの方向性について、認識の共有化を図りつつ、本報告書を取りまとめた。

### 3 不動産取引における土地調査問題研究会について

当研究会では、「土地差別調査」の実態解明を行うことにより、関係者への当問題の認識を深め、実効性ある方策を検討するため、委員として大阪府、大阪市、市町村長会の行政関係者や学識経験者、関係業界団体（リサーチ、広告、不動産）、人権関係団体が、さらには、オブザーバーとして経済産業省近畿経済産業局、国土交通省近畿地方整備局など、幅広い関係者に参加を求めた。

がる調査、報告等の規制を目的としている点では同じであることから、同条例に新たにリサーチ会社、広告会社、不動産会社を規制対象として加えることはできないのか、検討を行う必要がある。

## ② 大阪府個人情報保護条例

大阪府個人情報保護条例においては、事業者が個人情報を取り扱うに当たって、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずることと定めている。また、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、センシティブ情報に当たるとして、特に慎重に取り扱う必要があると規定している。

同条例では、当該情報だけでは識別できなくても、他の情報と結び付けることにより、容易に特定の個人が識別される場合も「個人情報」と定義し、条例の対象としている。

旧同和对策事業対象地域（以下「同和地区」という。）の所在地名については、特定個人が直接識別されないが、住民票その他と結合することにより、特定個人が「同和地区」の出身者であることが判明することから、「個人情報」であり、かつ「センシティブ情報」に該当すると解釈している。このため、こうした情報を慎重に取り扱わずに、不適正に取り扱ってれば、業種を問わず勧告や公表などの事業者指導が可能となる。

「土地差別調査」問題における事案では、先に示したとおり府民から入手した情報により、ある事業者の行為が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあるため、条例第50条に基づく調査・指導を行った結果、事業者は、「部落差別につながる調査を行い、「問題のある地域」などの間接的表現を用いてクライアントに報告していたことや、これらの情報データを社内に蓄積し、社員間で共有するとともに外部への持ち出しも出来る状態であった」など、個人情報を不適正に取り扱っていたことを認めた。

その上で、個人情報の不適正な取扱いを是正するとともに、今後、改善の取組みを行うよう指導を行ったところである。なお、土地調査報告書には、旧同和对策事業対象地域ではない地域においても、部落差別につながる調査、報告が行われていた。

このように、同条例は、大阪府内で「個人情報の不適正な取扱い」を行った全国すべての事業者に応用され、その適切な運用によって効果的な対応を図ることができる。このため、同条例の具体的な運用について検討を行う必要がある。

一方において、条例の性質上、大阪府内で行われた行為に限られ、大阪府内に本社、支社を持つ事業者が、他府県で行った行為については適用されない。

現在の個人情報保護法は、対象となる個人情報の範囲として、第2条第1項「生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別可能なもの」と規定しており、「同和地区」の所在地名は「個人情報」の対象とされていない。

しかしながら、「土地差別調査」は大阪府に限った問題ではなく、他府県においても実施

されていることが確認されているため、全国的な網をかけられる個人情報保護法の整備を求めべきである。

(参考) 大阪府個人情報保護条例第50条

「事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる」

### ③ 宅地建物取引業法

宅地建物取引業法（以下「業法」という。）は、免許制度の実施と併せて、宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）に対する必要な規制を行うことにより、業務の適正な運営と取引の公正を確保しようとするものである。

宅建業とは、業法第2条に「宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行なうもの」と定義されており、将来のマンション開発計画の検討段階時に行われる土地調査は含まれない。

しかしながら、「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」によれば、取引物件に関して、いわゆる同和地区であるかどうかの質問をうけたことがあるかとの質問に対し、「府民及び宅地建物取引業者から質問があった」15.4%、「宅地建物取引業者から質問があった」5.1%となっており、いまだ宅地建物取引業者自らが問い合わせるといった実態がわかった。

このため、部落差別につながる「取引の対象となる物件がいわゆる同和地区にあるかどうかを調査したり、教える」行為を規制するため、免許に行為規制の条件を付す或いは業法に基づく監督処分基準において行政指導の対象とし宅建業者に周知徹底する、などの検討を行う必要がある。

### (3) 府民の忌避意識

ヒアリング調査の結果、「地元の人には同和地区を意識し、マンションを買わない。」「同和地区を避けたいという客の意識があることから、同和地区はマイナスの判断材料の一つになっていた。」「同和地区内のファミリー向けマンションでは契約がキャンセルになったり、府民、業者による同和地区の問い合わせ事案も発生していた。」「府民の意識を変えないとどうしようもない。」などの意見があり、未だに府民がいわゆる同和地区を避けているという実態が表れている。

## 不動産取引における土地調査問題研究会 設置要綱

### (設置)

第1 土地に対する差別調査問題を関係諸機関において検討し、その実態解明と解消に向けた方策を検討するため、「不動産取引における土地調査問題研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

### (事務)

第2 研究会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 不動産取引における土地差別調査の実態究明
- (2) 土地差別調査問題の解消に向けた方策の検討

なお、これらの検討に当たっては、平成20年3月の「同和問題の解決に向けた土地差別問題研究会報告書」の検討結果を踏まえるものとする。

### (構成)

第3 研究会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社団法人日本マーケティングリサーチ協会の推薦する者
- (3) 社団法人日本広告業協会の推薦する者
- (4) 社団法人大阪アドバタイジングエージェンシーズ協会の推薦する者
- (5) 社団法人大阪府宅地建物取引業協会の推薦する者
- (6) 社団法人全日本不動産協会大阪府本部の推薦する者
- (7) 社団法人不動産協会関西支部の推薦する者
- (8) 財団法人大阪府人権協会の推薦する者
- (9) 大阪同和・人権問題企業連絡会の推薦する者
- (10) 大阪企業人権協議会の推薦する者
- (11) 大阪府市長会及び大阪府町村長会の推薦する者
- (12) 大阪市市民局人権室課長
- (13) 大阪府府民文化部人権室課長(人権推進担当)
- (14) 大阪府府民文化部人権室課長(人権企画・平和担当)
- (15) 大阪府府民文化部人権室課長(同和企画担当)
- (16) 大阪府住宅まちづくり部居住企画課長
- (17) 大阪府住宅まちづくり部建築振興課長
- (18) 大阪府教育委員会事務局人権教育企画課長
- (19) 大阪府教育委員会事務局市町村教育室小中学校課長
- (20) 経済産業省近畿経済産業局(オブザーバー)
- (21) 国土交通省近畿地方整備局(オブザーバー)

- 2 研究会に座長及び座長代理を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、研究会の会議を招集し、これを主宰する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 研究会は必要に応じて、関係団体等の出席を求めることができる。

(庶務)

第4 研究会の庶務は、大阪府府民文化部人権室において行う。

(雑則)

第5 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

(附則)

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

不動産取引における土地調査問題研究会 委員

所 属	委員氏名
近畿大学人権問題研究所教授	奥田 均
大阪大学大学院人間科学研究科教授	平沢 安政
社団法人日本マーケティング・リサーチ協会事務局長	立石 憲彰
株式会社電通関西支社総務局人事部人権啓発課長 (社団法人日本広告業協会)	花田 信一郎
社団法人大阪アパテイニングエージェンツ協会専務理事兼事務局長	角田 邦彦
社団法人大阪府宅地建物取引業協会副会長	阪井 一仁
社団法人全日本不動産協会大阪府本部副本部長	堀田 健二
社団法人不動産協会関西支部大阪事務所長	平松 秀樹
財団法人大阪府人権協会専務理事	村井 茂
大阪同和・人権問題企業連絡会理事長	大西 英雄
大阪企業人権協議会事務局長	内海 義春
大阪府市長会代表幹事 (寝屋川市人・ふれあい部長)	良 (よしとむ) 豊博
大阪府町村長会代表幹事 (岬町企画部理事)	谷下 泰久
大阪市市民局人権室 課長 (相談担当)	勝村 正樹
大阪府府民文化部人権室 課長 (人権企画・平和担当)	中岡 恭子
大阪府府民文化部人権室 課長 (人権推進担当)	井上 泰明
大阪府府民文化部人権室 副理事兼課長 (同和企画担当)	北野 健
大阪府住宅まちづくり部居住企画課 課長	山下 久佳
大阪府住宅まちづくり部建築振興課 課長	中野 雅一
大阪府教育委員会事務局 人権教育企画課 課長	野内 勲
大阪府教育委員会事務局 市町村教育室小中学校課 課長	角野 茂樹

オブザーバー

経済産業省 近畿経済産業局産業部中小企業課・サービス産業室
国土交通省 近畿地方整備局建政部建設産業課



## ■ オンライン結合による提供について

### 1 現行

#### ○ 考え方（解釈運用基準）

オンライン結合は、瞬時に大量の情報が送れるので、事務処理の効率化につながる反面、一方が保有する個人情報他方が必要に及び随時に引き出せるので、その取扱いの如何によっては個人に不利益を与えうる可能性が高いと考えられる。そのため、本項は、実施機関がオンライン結合を用いて個人情報を実施機関以外のもに提供する場合は、これを原則として禁止することを定めたもの。

#### ○ 要件

オンライン結合による提供を行う場合には、以下の要件が課されている。

- ア 審議会の意見を聴いた上で、
- イ 公益上の必要があると実施機関が認めること、かつ
- ウ 個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めること

### 2 改正案

#### ○ 改正案の考え方

特に公益上の必要性が高いことのもや個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるものについて、審議会への意見聴取を不要とするもの。

※ 審議会の意見聴取を不要とする場合であっても、公益上の必要性（要件イ）及び個人の権利利益を侵害するおそれがないこと（要件ウ）については、引き続き適用することとし、実施機関においては、これら要件について十分に検討し、慎重に判断することとなる。

#### ○ 考え方

- ① 本人同意があるとき又は本人に提供するとき  
⇒ 個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること
- ② 法又は条例の規定に基づくとき  
⇒ 法又は条例により提供が義務付けられており、特に公益性が高いと認められること
- ③ 他の実施機関、国・独立行政法人、他の地方公共団体・地方独立法人へ提供するとき  
⇒ 国や地方公共団体等の事務事業の必要性から提供するものであり、特に公益性が高いと認められること
- ④ 出版、報道等により公にされているものを提供するとき  
⇒ 出版等により公にされているものを公益上の必要から提供するものであり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること
- ⑤ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき  
⇒ 特に公益性が高いと認められること

■ オンライン結合による提供に係る答申(過去5年分)

通番	答申番号	答申日	事業名	質問内容						答申概要	改正案における質問の要否	
				オンラインによる質問							オンライン 質問	その他 質問
				①本人同意・提供	②法令・条例	③国・地方・特法	④出版・報道	⑤緊急時	左記以外			
1	242	H24.7.31	地域医療連携システム (母子保健総合医療C)	本人同意					医療機関	不要	不要	—
2	243	H24.8.23	私立高等学校等授業料支援補助金 事務処理支援システム	本人同意					私立高校	不要	不要	—
3	244	H24.8.23	おおさか防災ネット			市町村				本人外収集	不要	要
4	248	H25.2.19	地域医療連携システム (呼吸器・アレルギー医療C)	本人同意					医療機関	不要	不要	—
5	250	H25.2.19	障がい福祉サービス事業者等の業 務管理体制データ管理システム			国・県 市町村				目的外提供	不要	要
6	257	H25.11.15	救急搬送支援・情報収集・集計分析 システム			消防署			医療機関	本人外収集	要	要
7	262	H26.6.17	青年就農給付金対象者データベ ースシステム	本人同意		国・県 市町村			全国農業 会議所等	—	不要	—
8	266	H26.12.18	汎用電子申請システムの一時保存 機能の追加	本人同意 本人提供						—	不要	—
9	267	H27.2.19	自動車税納付確認システム			国				目的外提供	不要	要
10	269	H27.2.19	地域診療情報連携システム (急性期・総合医療C)	本人同意					医療機関	—	不要	—

※ マイナンバー法による情報提供ネットワークシステムを使用しての特定個人情報情報の提供は、条例を改正し、本項の適用除外とした(H27.6答申第274号・H28.1改正条例施行)

答申番号	請求内容	対象	答申抜粋
1 平成27年度（行個） 答申第116号	労災認定に至る経緯等 がわかる書類	第三者行為災害調査復 命書 他	2頁27行目ないし3頁22行目の不開示部分には、捜査機関に対し審査請求人以外の第三者が供 述した内容を厚木労働基準監督署の調査官が記録した内容が記載されている。 A 2頁27行目及び3頁2行目には、項番及び審査請求人以外の第三者の供述内容であることを示 す見出しが記載されている。（略）したがって、2頁27行目及び3頁2行目の不開示部分は、法 14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。 B その他の部分には、捜査機関に対し、審査請求人以外の第三者が供述した具体的な内容が記載さ れていると認められる。 このため、その余の部分は、法14条2号本文後段に規定する、 <u>審査請求人以外の個人に関する情 報であって、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号た だしいしハのいずれにも該当する事情は認められない。</u> したがって、その余の部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもな く、不開示とすることが妥当である。
2 平成24年度（行個） 答申第107号	私の再申立てに係る日 本年金機構から和歌山 地方第三者委員会に送 付された文書・資料及 び和歌山地方第三者委 員会が調査・収集した 文書・資料	和歌山委員会において 審議された特定法人に 係る脱退手当金事案の 状況 他	続いて、 <u>諮問片がなお不開示とすべきとしている審査請求人以外の個人の勤務先、生年月日、関連 資料の状況及び周辺事情の不開示情報該当性を検討すると、まず、審査請求人以外の個人の勤務先及 び生年月日は、知人、同僚等の関係者には個人を特定することができることとなる情報であり、法1 4条2号本文後段に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示するこ とにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ る。</u>
3 平成22年度（行個） 答申第85号	大分労働局内で申請人 本人のビデオ撮影をし たビデオ	職員が撮影を行ったビ デオの映像	<u>音声で不開示とされた部分には、審査請求人以外の個人からの電話相談の対応に係る職員の音声 が記録されており、これらを開示すると、審査請求人以外の第三者が労働局に電話相談したことが、職 員の電話対応の内容から明らかになることを否定できない。</u> そのため、当該部分は、 <u>法14条2号本文後段に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別する ことはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるも のに該当し、また、審査請求人が当然知り得るものとは言えない情報であると認められ、同号た だしいしに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。</u> したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

## ○ 兵庫県個人情報の保護に関する条例

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

## ○ 兵庫県個人情報保護審議会「個人情報の保護に関する条例改正についての第一次答申」(平成16年1月28日) 抜粋

個人情報の開示請求に対する不開示情報の基準は、原則として、情報公開条例に定める非公開情報の基準と整合するように、整備することが適当である。

## ○ 兵庫県公文書公開審査会「公文書の公開等に関する条例の改正について」(平成11年12月20日) 抜粋

- |   |
|---|
| <p>① 現行のいわゆるプライバシー型を維持しながら規定の整備を行う。</p> <p>② ただし、特定の個人を識別できなくても、なお個人の権利利益を保護すべき場合もあるため、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、<u>公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの</u>」という旨の規定に改める。</p> |
|---|

【説明】

- 1 法律は、個人に関する情報について、いわゆる個人識別型(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの)を採っている。この方式では、後記2に記載し

ている公領域情報等個別に規定している例外を除いた特定の個人を識別することができる情報は、すべて非公開となるが、個人に関する情報を非公開とする趣旨が個人のプライバシーの保護であることにかんがみれば、このような画一的、形式的な基準では、非公開とする範囲が拡大されすぎのおそれがあるため、原則公開の考え方からすれば、より実質的な基準である、当該情報が通常他人に知られたくないと認められるものに該当するかどうかということでもって判断する現行条例のいわゆるプライバシー型（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの）が適当である。

- 2 法律は、個人識別型としつつ、そのただし書で、公領域情報（法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、人の生命等を保護するため公開が必要な情報及び公務員情報をその例外として公開することとしているが、現行条例では、これらはいずれも「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しないと解釈して公開することとしているため、これらを本号の例外として特に規定する必要性は認められない。
- 3 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（例 個人の識別性を除去した未公表の著作物、カルテ）については、個人情報保護のため、非公開とすべき要請が強いものの、本号が適用されるためには、特定の個人を識別することができることが前提であることから、現行条例の解釈で非公開とするためには、情報の性質によって個人の識別性の程度に差を設けることが必要となる。しかしながら、そのような取扱いは不明確であるため、特定の個人を識別することはできない場合であっても、情報の内容によって非公開にできる余地を残した規定に改めることが適当である。

## ○ 兵庫県情報公開条例

### （公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- （1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの